

て引き合いかとれるもので処分するにめには近くてないと軍
の経費がかかり高く売れないといふこともありますのでで
るだけ近くに売めるとして瑞穂町の行政区域に工場がでると
すると瑞穂町ではあの辺は住居地区にならうあり従つて工
場という名目では現段階では電気も入らなうでしょうし又
を羽村から分けてもらわなければならぬといふ問題もあります
ので解決するにはかなりの時間がかかるのではなからうかと存
います。又羽村町としても区画整理地区内にならうあり山林
にならうあるのでジギいますか。かなり道段も高いことをい
つてありますのでそういう点は考へてあるようであつたかしねら
つてゐるのは今申しあげました家畜の肥料。あるいは養鶏の糞
をねらうといふようでもジギいます。いすれにしても単なる有機
質といふものでなく人工的には窒素 磷酸 加里といふものを

加スルもので主体をなすものが家畜の肥料であり人間の有機
質を考へてあるようであつた。以上を答へて次第でジ
ギいます。

議長(中西虎蔵君)

以上で一般質問を終結いたします。

議長(中西虎蔵君)

ここで暫時休憩をいたします。

午後二時三十分 休憩

午後二時三十分 再開

議長(中西虎蔵君)

休憩を以て引当続々会議を開きます。

議長(中西虎蔵君)

あつかりいたします。議事のつごうにより日程が

八陳情第壹号を先議したいと思ひますがこれに異議ありな
せんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

今異議なしと認めさう決定いたします。

議長(中西虎蔵君) 日程第八陳情第一号年末一時金に關する陳情書
(職組)を議題に供します。事務局員をして陳情書の朗読をいたさ
せす。

(島田議会議務局長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 本件につき意見がありなしはらみ願ひいたし
す。

一番(塩野鉄次助君) 本件につきは福生町におきましては地財法の運用
を受けてありますので理事者もいろいろの苦勞があると思
いますけれども理事者に任じたいと思ひます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにつき意見を終結いたします。

みはかりにします。陳情第一号は理事者に任じたいと思ひま
すがこれに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めさう決定いたします。

議長(中西虎蔵君) 日程第四議案第八十五号福生町税賦課徴収
条例の一部を改正する条例について朗読を省略していただ
き理事者より提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) 説明をいたしまして議案第八十五号につ
きまして説明を申しあげたいと存じます。

条例改正の各条項文の整理は非常に複雑でございまして主
としてこの内の要点につきまして簡単に説明を申しあげたい
と存じます。

本案は提案理由の説明にもございまして地方税法の一部改
正・地方税法施行令の一部改正に基づきまして、所税法の一部を

改正しようとするものでございませう。改正の内容は退職所得割の町民税を分離課税により特別徴収の方法による徴収しようとする事、及び所得税の確定申告書を提出しないものにつき所得税確定申告書の提出期限である三月十五日に統一しようとするものでございまして、生活保護者には分離課税は課さないことその他これらに関する条文の整理等でございませう。この内容に改正は今回新たに追加しようとする第四十七条の二から第四十七条の五まででございませうが、退職所得に関する分離課税の方法を規定いたしましたもので、従来は退職所得がある場合、その年の翌五年に個人の申告に基づき課税して参りました。但し、改正後は退職した際、その手当を支払いいたした時に、その支払い者が特別徴収の方法により参りまして町民税を徴

収し町長に納入していただくことになつております。

この方法により参ると納税者におかれましては今年までのように退職手当の支払いを受け、翌年度に多額の税金を納めなければならぬという負担も解消され、又税額の十分の一が控除されますので従来より有利になり、一方町にお参りしても課税及び徴収の面で事務の簡素化となるわけでありませう。

なお退職所得に対する個人の町民税もこれと同時に徴収される事、附則の改正は税額の十分の一を控除すること、別表の税額表による退職所得にかかる税額の算定方法を規定したものでございませう。最後にこの条例による改正後の取り扱ひでございませうが、退職所得の分離課税に関するものは昭和四十二年一月一日以降支払われる退職手当から、町民税申告書の提出に関する部分は昭和四十二年度分の個人の町民税からそれれ適用されることになりませう。

以上甚だ簡単でございすすが議案第百八十五号の提案理由の説明にかえさせていたゞく次第でございす。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

大分かりにします。議案第百八十五号は原案とあり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よう議案第百八十五号は原案とあり決いたしました。

議長(中西虎蔵君) 日程第五議案第百八十六号福生町財政再建計画の変更について議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせます。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいただまして議案第百八十六号福生町財政再建計画の変更について説明申し上げたいと存じます。

この理由でございすか四年度の普通会計の決算確定による赤字額の調整と台風災害の復旧並びに経常費等の不足見込額等の補てんを行かうためこの提案申しあげ、大分でございます。すなわちその内容として議案に添付してあります歳入歳出年次総合計画変更計画表に現在計画と今回審議にたいして変更しようとする計画の対比がのぞかります。か、今回の財政再建計画変更の主な内容は、すなわち昭和四十二年

度決算確定による赤字残額の修正を行いますと同時に歳入にありまして、学校校舎の売却収入と市営会計からの繰入れ等一般財源の修正並びに預金飛行場周辺排水路整備事業費補助金等、国や都の支出金の減額から歳入にありまして、排水路学校、資金償還等事業費の調整と、町長権限に基づきます補助金、例えば町内会等に対する補助金や、国保その他の繰出金の整備と、人件費を除きます経常費の手直し等が主な内容でございす。以下お話しとの年次総合計画変更計画表に添えて、概略を申しあげたいと存じます。

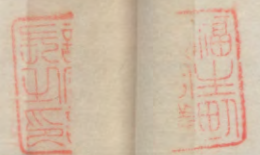
決算確定に基づきます赤字残額の修正でございすが、資料にもありますとおり、来年度への繰越赤字の見込み額千八百十万余円が、決算確定に基づきまして千六百六十六万余円となりまして、四十九万余円を減じてあります。つまり、歳入にありまして、

明申しあげます。

国有提供施設等所在市町村助成交付金をすなわち、俗に基地交付金と申してあります。この確定によりまして、二十五万三千円の増額となります。つまり、国庫支出金の減、五百六十六万余円は排水路整備事業費等の減でありまして、事業費のものの内容から、主なものではなくして、町負担には直接関係なく、この減となる主なものは、排水路整備事業費で、四百六十二万円、学校の防音改築工事で、百万一千円が、大きなもので、やはり経常的な補助金の調整額でございす。都立基金の千七千円は、都知事選挙並びに選挙人名簿作成に用いる委託金が、五十五万五千円となつて、いるものを、はじめ、各種の経常補助の増減調整の増がこれに加わるものでございす。財産収入の増額は、第四小学校の防音工事に基づきます、繰越金、その大きな財源でございまして、不用品売却収入としての、三百

四十五万二千円と。土地等の貸付収入の調整増十二万二千円で一般財
源が三百四十六万七千円となつております。さういふと直営特別
会計からの繰入金も、三百万円計上されておりますが、これはと直
営の使用料を主とする収益金を繰入れするものでございまして
全額一般財源に充当されるものでございまして、その諸収入は
国民年金の印紙代金の収入増でございまして、以上の結果総額が四百五
十四万二千円、一般財源に充て六十万七千円の増となり、特定財源
の減額分を一般財源に充て十分補てんしてなるような状態とな
つてゐるものでございまして、

その裁出でございすすが、人件費の六十六万三千円は主として現
任計画と予算との差の修正でございす。人件費の増額分は先
ほど申しあげました国民年金の印紙代二百六十万円、給食センター管
理費における変更分が約二百五十万円、その他費用費、備品費等で



ございす。維持補修費の五十四万二千円は道路維持、庁舎管理費等
に消費されるものでございす。扶助費に充てしつては予算との差の
修正でございす。その補助費等もやはり予算との差を修正し
たもので、委託料、報償費等の増減が行なわれてゐるものでござ
いす。建設費に充てしつてはこの土質にその変更内訳が出てあ
りますので、ご覧願ふこととし、省略いたしますが、公債費の百万円
の減は一時借入金の利子で、出資金、貸付金は電話債券によるも
ので十三万七千円の増となつております。

以上が大きなものでございすすが、その結果経常収支率に充て
して二十六・五％となり、健全な計画となつておりますが、これは
決算はちかきとして、財源等を加へますと、なお低下して、いよいよ
財政構造の弾力はさらに強くなるものと確信してゐる次第でござ
います。なお、今回の変更計画は来年度予算化される予定でござ

いすすが、年度末にいたりまして事業費を組むというこのない
ようその整備にも取組んであるつもりでございすのでよろし
くございすのほどお願い申しあげます次第でございす。

本計画の承認をいたいただき、変更計画案が認可になりますと従
ちよりさういふの変更計画を基礎として補正予算書を作成し
て協議いただくことになるのでございすすが、予算書によります
とさういふよくございす解願するものと存じます。

以上甚だ簡単な説明でございすすがよろしくご審議のほどお願い
申しあげます。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

みはかりいたします。議案第八十六号は原案とあり決するに
ご

異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) ご異議なしと認めます。よろしく議案第八十六号は

原案とあり決いたします。

議長(中西虎蔵君) 日程第六議案第八十七号契約締結につき(教育

関係)を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさす
す。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明をお願いします。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) お話しをいたいただきまして議案第八十七号につ
き
ましてご説明を申しあげたいと存じます。

本案は契約締結にございまして議会の同意を賜うために提案

申しあげたものでございす。先に町立第二中学校の増築工事を
落れいつてありす株式会社田中組との間に今回防音併行事
にござりして隨意契約をもちまして一千四百三十九万二千円をもち
まして契約しようとするものでございましてその規模等につま
しては議案にありすとありて鉄筋コンクリート造り四階建て
九百三十一平方米 防音設備施行及び鉄筋コンクリート造り
平家機械室四十平方米 契約の方法は隨意契約によるもので又
二期は明年二月二十八日までとなつてある次第でございす。
よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

議長(中西茂蔵君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西茂蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

お知らせいたします。議案第八十号は東条とあり同意すること

に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西茂蔵君)

ご異議なしと認めます。よろしく議案第八十号は
東条とあり同意することへ決定いたします。

議長(中西茂蔵君)

日程第七議案第八十八号契約締結につき水道
関係の議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたさせま
す。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西茂蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

説明をいたしまして議案第八十八号につま
ましてご説明を申しあげます。

本案は契約締結にござりして議会のご同意を大願い申しあげ

に次第でございまして、ご案内の浄水場の貯水池並びにその上屋
に付くは先きの議会でそれれに同意を賜うなるものでござい
ますが、この浄水場に設けますポンプ並びに電気施設にござい
て隨意契約によりまして一千五百九十八万五千円で契約させ
てございということでもございます。契約の相手方は荏原ポンプ製
作所の代理をいたしてあります。荏原商事株式会社でございま
して、当時といたしましては、この浄水場関係のポンプであるはその
他の施設にございまして荏原製作所のポンプを使用している関係上
隨意契約によりましてお願いいたしたいということから本案をい
て承認しあけ、次第でございます。

内容といたしましては配水ポンプが二台、その附帯設備が式並びに変
圧器三台及び変電設備一式、配電盤一面、附帯設備一式、塩素滅菌機
及び附帯設備一式とならる次第でございます。よろしくご審議

のうへに同意あらんことをお願いいたします。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第八十八号は原案とあり同意するこ
とに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よろしく議案第八十八号は
原案とあり同意することに決定いたします。

議長(中西虎蔵君) おはかりいたします。

日程第九及び日程第十の年末手当てに関する陳情書に付しては
一括議題に供したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 〇異議なしと認め一括議題とすることゝ決定いたしました。

議長(中西虎蔵君) 日程第九陳情第九号年米手当てに関する陳情書

(録のみはさん) 日程第十陳情第九号年米手当てに関する陳情書

(大村)を一括議題に供します。事務局員をして陳情書の朗読をいたさせます。

(島田誠会事務局次朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 本件について意見があらなしたうを願ひいたします。

一番(塩野鉄次郎君) 本件について隣接町との関係もいろいろあると思いますが、理事者あるいは議長にふかれずしては隣接町との連絡を密にいたしなして、できるだけ早急に善処されるようを願ひいたします。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) おかけいたします。陳情第九号については、理事者に一任したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 〇異議なしと認めさう決定いたします。

議長(中西虎蔵君) つぎに陳情第九号については、理事者に一任したい

と思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 〇異議なしと認めさう決定いたします。

議長(中西虎蔵君) 日程第十中会中の継続審査申出について議題に

供します。事務局員をして朗読をいたさせます。

(野崎誠事係次朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) おかけいたします。